

公示第3号

準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症による影響により個人タクシー事業の譲渡を希望する者と譲受を希望する者が面会できる機会が激減し、譲渡譲受が円滑に行えない問題が生じたこと、また、個人タクシーは自らが運行管理・整備管理をしなければならない特性があるが、個人タクシーの事業者の高齢化が進展しており、より一層の安全性の確保を図る必要が生じていることを踏まえ、一定の条件を満たす場合に限って個人タクシーの参入を時限的に認める特例措置を講じるため、準特定地域における個人タクシー事業に係る道路運送法第4条第1項の許可の特例的な取扱いを下記のとおり定めたので、公示する。

令和4年4月1日

北陸信越運輸局長 平井 隆志

記

1. 基本的な考え方

個人タクシー事業を営もうとする者から道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る営業区域が準特定地域の全部又は一部を含むものであるときは、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について（平成26年1月27日付け公示第77号。以下「準特定地域公示」という。）」に定められる基準に適合する必要がある。

今般、新型コロナウイルス感染症による影響により、個人タクシーの譲渡譲受に関する手続に支障を来しており、また、個人タクシーの事業者の高齢化が進展している事情を踏まえ、準特定地域公示に定められる基準にかかわらず、一定の期間に廃業した個人タクシーの事業者数の範囲に限り、一般乗用旅客自動車運送事業に供給過剰を生じさせないものとして、道路運送法第4条第1項の許可を特例的に行うこととする（準特定地域以外の地域は、本取扱いの対象とならない）。

2. 参入枠の算定方法

1. の取扱いによる許可（以下「特例許可」という。）を行う個人タクシーの事業者数（以下「参入枠」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、死亡により廃業した事業者数は含まないこととする。

- ①令和2年度及び令和3年度に一般廃業した75歳未満の個人タクシーの事業者数
- ②令和4年度及び令和5年度に一般廃業した75歳以上の個人タクシーの事業者数

3. 特例許可の実施時期及び参入枠の配分方法（2. ①に係る参入枠関係）

（1）概要

令和4年度から令和8年度までの各年度において、5か年度で按分した2. ①の事業者数を参入枠として配分することとする。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和4年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

（2）実施時期の各年度における参入枠の残余の取扱い

令和4年度から令和7年度までの各年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、それぞれ翌年度の参入枠に繰り入れることとする（令和8年度に特例許可を行わなかった参入枠の残余は翌年度に繰り入れることができない。）。

（3）令和5年度以降の実施時期において準特定地域に指定された場合の取扱い

令和5年度から令和8年度までの各年度において準特定地域に指定された場合は、令和8年度までの残りの年度数で按分した2. ①の事業者数を参入枠として配分することとする。

4. 特例許可の実施時期及び参入枠の配分方法（2. ②に係る参入枠関係）

（1）概要

令和6年度から令和10年度までの各年度において、5か年度で按分した2. ②の事業者数を参入枠として配分することとする。ただし、小数点以下の端数が生じる場合は、令和6年度の事業者数を繰り上げて処理することとする。

（2）実施時期の各年度における参入枠の残余の取扱い

令和6年度から令和9年度までの各年度で特例許可を行わなかった参入枠の残余は、それぞれ翌年度の参入枠に繰り入れることとする（令和10年度に特例許可を行わなかった参入枠の残余は翌年度に繰り入れることができない。）。

（3）令和7年度以降の実施時期において準特定地域に指定された場合の取扱い

令和7年度から令和10年度までの各年度において準特定地域に指定された場合は、令和10年度までの残りの年度数で按分した2. ②の事業者数を参入枠として配分することとする。

5. 参入枠の公示その他所要の手續

（1）参入枠の公示

北陸信越運輸局長は、毎年4月中旬に3. 及び4. の規定により算出した各年度の参入枠を営業区域毎に公示することとする。なお、各年度途中に、参入枠と同数の新規許可処分を行った場合などはその旨を公示することとする。この場合において、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成21年国土交通省令第58号）第10条第1項の規定による通知は、当該公示により行うものとし、準特定地域協議会による意見を提出すべき期限は、当該協議会が同意しない場合を除き、14日以内として扱うものとする。

（2）特定地域等に指定された場合の取扱い

- ① （1）により公示した営業区域が特定地域に指定された場合には、特例許可の実施期間内に再び準特定地域に移行しない限り、本取扱いの対象とはならない（再び準特

定地域に移行した場合には、３．（３）又は４．（３）の規定により各年度の参入枠を算出し、公示することとする。）。

- ② （１）により公示した営業区域について準特定地域の指定が解除された後、特例許可の実施期間内に再び準特定地域に指定された場合において、準特定地域の指定が解除される前に特例許可を行わなかった参入枠の残余が、準特定地域の指定が解除された期間に道路運送法第４条第１項の許可を行った件数を上回っている場合に限り、その差分について、３．（３）又は４．（３）の規定により各年度の参入枠を算出し、公示することとする。

（３）申請の受付

特例許可の申請の受付は、「個人タクシー事業の申請に対する審査基準について（平成１４年７月１日付け公示第２３号。以下「個人タクシー公示」という。）」記１．（１２）①に規定する時期とし、（１）の参入枠の公示に申請受付期間を併せて明記することとする。なお、申請受付期間のうち、９月１日から９月３０日まで及び１月１日から１月３１日までのそれぞれの期間が到来するまでに処分件数が参入枠に達した場合、以降の申請受付期間において受付は行わないこととする。

（４）処分の時期

特例許可の処分の時期は、個人タクシー公示記１．（１２）④に規定する時期（北陸信越運輸局長が定める時期）とする。

（５）特例許可の順序

審査の結果、特例許可すべき申請件数が（１）で公示した参入枠を上回った場合には、くじ引きにより特例許可すべき者を決定することとする。

（６）その他

北陸信越運輸局長は、５．の手續について、当該地域の実情や社会情勢を考慮し、本省と相談の上、柔軟に運用することができることとする。

附 則（令和４年４月１日公示第３号）

- １．本公示は、令和４年４月１日から施行する。
- ２．本公示は、令和１１年３月３１日をもって廃止する。

附 則（令和８年２月２７日付け公示第８５号で一部改正）

この公示は、令和８年２月２７日から適用する。